

# 合併処理浄化槽設置補助金制度をご利用ください

町では、河川などの水質保全のため、合併処理浄化槽を設置する町民の皆さまに補助金を交付します。

▼補助対象 公共下水道供用と認可区域外の一般住宅（ただし、併用住宅は、住居部分の床面積が延べ床面積の2分の1を超えないもの）でくみ取り式トイレまたは単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する場合（既存の単独処理浄化槽はすべて撤去する必要があります。）や新築、増築等により合併処理浄化槽を設置する場合で、国の基準に合った10人槽以下のものであること。

- ▼補助金額（平成29年度補助額）
- 5人槽 352,000円
- 7人槽 441,000円
- 10人槽（二世帯住宅に限る）588,000円

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合には、単独処理浄化槽撤去費用の2分の1（5

万円を限度）の額を補助金に加算して助成しています。

## 浄化槽の維持管理について

浄化槽の正常な機能を保つために保守点検、清掃、水質検査を定期的に行うことが義務づけられています。

▼保守点検 年に3回から4回の保守点検が必要です。県に登録している保守点検業者に委託することができます。

▼清掃 毎年1回以上の清掃が必要です。許可清掃業者に委託してください。

▼水質検査（法定検査） 毎年1回の受検が義務づけられています。（県内では、栃木県浄化槽協会が指定検査機関）

- ▼問合せ 〇上下水道課下水道業務係 ☎76919
- 〇栃木県浄化槽協会 ☎028-633-1650

転入、売買、相続等で町営水道の所有者・使用者の名義が変更になる場合には、上下水道課での手続きが必要となります。

- ▼対象者
- ・転入等で住所が変更となる方
- ・売買、相続等で町営水道の所有者・使用者が変更となる方

## 町営水道をご利用の皆さまへ

※申請手続きについては事前にお問い合わせください。

※分譲会社等が管理している専用水道や簡易水道地区の方は、町営水道が供給されていませんので、手続きする必要があります。

- ▼問合せ 上下水道課 ☎76920

## 夏秋いちご「なつおとめ」を栽培してみませんか



いちご王国とちぎが生んだ夏秋いちご「なつおとめ」の販売を目的とする栽培希望者を募り、栽培説明会を開催します。

「なつおとめ」は夏秋期（7月～11月）に収穫でき、しっかりとした甘みと酸味が特徴のいちごです。果実の品質が良好で、切り口は鮮やかな赤色であることから、スイーツの食材として活用され、地元の洋菓子店やホテルなどからも高い評価を受けています。

▼日時 8月31日（木）午後1時30分～3時、9月27日（水）午後1時30分～3時

▼場所 那須農業振興事務所

## 木造住宅耐震対策助成事業補助金のお知らせ

町では、安全・安心な住まいづくりを支援するため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断等の補助事業を実施しています。経費の3分の2を補助するもので、耐震診断は2万円、補強計画策定は8万円が上限額です。

また、耐震診断を実施し、耐震性が不足すると診断された住宅に

- （大田原市本町2-2828、管内栽培ほ場）
- ▼内容
- ・栽培説明会（品種特性や栽培条件など）
- ・現地見学会（栽培管理について）
- ▼対象者 販売を目的とした、「なつおとめ」栽培を志向する農業者

※「なつおとめ」に興味のある方、栽培を希望される方、その他ご質問がある方はお問い合わせください。

- ▼問合せ 栃木県那須農業振興事務所園芸課 ☎0287-222-2826
- FAX 0287-23-4961

ついて、耐震改修・耐震建替え工事（耐震建替え工事は平成29年度から対象）の補助制度も実施しています。耐震改修・耐震建替え工事費の2分の1（上限額80万円）を補助しますのでご相談ください。

- ▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎76955